

保育施設再開支援補助について R4.4.1時点

1 目的	休園した施設の再開のための経費を補助し、早期に安心して再開すること
2 補助の条件	<p>次の全てを満たす場合です。</p> <p>① 施設の児童・職員が新型コロナウイルス陽性となり、横浜市の指示により休園した。</p> <p>② 市が指定した休園終了日より2日以上前に濃厚接触者以外の児童に一部保育を再開した。</p> <p>例：4/5(火)...陽性者が発生し、市との協議の結果、13日(水)まで休園することとなった。 4/6(水)～11(月)...市が指定した休園期間より2日以上前に濃厚接触者以外の職員・児童により一部保育を再開した場合 →補助対象となります。 ※土曜で利用者がいない場合でも、申し出があれば保育の提供ができる状態を整えていたということであれば補助対象です。 4/12(火)以降...保育を再開した場合 →補助対象外になります。</p>
3 対象経費	<p>早期再開のための経費（※人件費は対象外です。）</p> <p>例：感染症対策に資する消耗品などの購入費(単価が30,000円以内のもの※税抜き) 専門消毒委託費、PCR検査費用、抗原検査キット購入費</p>
4 補助上限額・補助率・申請可能回数	<p>同じ月内で1回休園した場合：補助上限は30万円</p> <p>同じ月内で複数回休園した場合：補助上限は60万円</p> <p>※「2補助の条件」を満たしている休園であること</p> <p>※なお補助率は施設が支払った額の3/4です。</p> <p>例：① 1回休園し消毒薬などを40万円分購入した場合の補助額 →$40 \times 3/4 = 30$万円</p> <p>② 同じ月内で3回休園し消毒薬などを計100万円分購入した場合の補助額 →$100 \times 3/4 = 75$万円→上限の60万円が補助額</p> <p>同じ月内で複数回休園した場合、そのたびに申請することはできません！ 同じ月内の補助申請は1回にまとめてご申請ください。</p>
5 補助対象期間	<p>休園した日から3週間※</p> <p>...この期間に発注し、かつ納入または実施が完了したものが対象です。</p> <p>※3週間...日曜・祝日・12月29日～1月3日を除いて18日</p> <p>※同じ月内に2回休園した場合は、1回目の休園開始日を起点とし、2回目の休園開始日から3週間後までに発注し、かつ納入または実施が完了したもの</p> <p>例：1回目の休園...4月5日から休園 2回目の休園...4月30日から休園 →補助対象期間は4月5日～5月24日</p>
6 申請期限	<p>通常どおりの保育を再開した日から起算して3か月以内。（消印有効）</p> <p>※一部保育の再開日ではなく、完全に保育を再開した日から起算してください。</p> <p>※複数回休園している場合は、最後の休園において「通常通りの保育を再開した日」を起算日としてください。</p>
7 手続きの流れ	<p>①保育・教育運営課に「交付申請書兼実績報告書」（様式1）を提出</p> <p>②市から交付決定通知兼額確定通知書を発出</p> <p>③保育・教育運営課に「請求書」（様式3）を提出</p> <p>※請求書の様式は交付決定通知書に同封して送付いたします。</p>
8 申請先	<p>横浜市こども青少年局保育・教育運営課 施設再開補助担当 671-3564</p> <p>※郵送申請となります。郵送先は、申請用のExcelに掲載してあります。</p>